

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 3 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号・第 1 8 号（許可の基準）、第 1 2 条の 3（報告徴収等）、第 1 3 条の 2（公務所等への照会）、第 1 3 条の 3 第 1 項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害を引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとする。 なお、法第 5 条第 1 項第 1 8 号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：